

芦屋市におけるケアマネジメントに関する基本方針

介護支援専門員等は、介護保険制度の理念である、「自立支援」、「重度化防止」等に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。この介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を、保険者と介護支援専門員等で共有し、より良い介護保険事業の運営を目指すことを目的とし下記の通り示します。

1. ケアマネジメントに関する基本指針

1) 尊厳の保持，自立した日常生活の実現

介護支援専門員等は、市民が要支援・要介護状態となった場合においても、生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。

2) 利用者の選択に基づく多様なサービスの提供

介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自身の選択に基づき、介護保険サービス及び介護保険サービス以外の保健医療及び福祉サービス等が、多様な事業者等から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

3) 公正・中立の視点

介護支援専門員等は、指定居宅介護支援等の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

4) 関係機関との連携

介護支援専門員等は、市、高齢者生活支援センター、他の指定居宅介護等支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

2. ケアマネジメントの質の向上への取組

ケアマネジメントの質の向上のため、本市及び介護支援専門員等は相互の協力のもと、以下の内容について取組めます。

1) 本市は、介護支援専門員等に対する説明会の開催等の機会を通じて、介護支援専門員等への支援を行うとともに、地域ケア会議等の開催により、介護支援専門員等と多職種の連携・協働体制を構築します。

2) 介護支援専門員等は、ケアプランの自己点検を実施し、自立支援の視点で、ケアマネジメントプロセスの再認識を行うとともに、研修等を通じて、自身の資質の向上に努めます。